

“中小企業・小規模事業者等の皆さま！”

# 栃木働き方改革推進支援センター

厚生労働省 栃木労働局の委託事業

「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」のご案内

**働き方** 改革推進 **支援** センターでは、社労士等の労務管理の**専門家**が、働き方改革についての相談に応じています。**相談無料、秘密厳守**です。  
**こんなこと悩んでいませんか？**

36協定ってどうやって作るの？

わが社の**従業員にセミナー**を  
やってほしい

同一労働同一賃金ってどうすればいいの？

わが社の**就業規則**をみてほしい

テレワーク対応ってどうすればいいの？

助成金の申請はどうすればいいの？

**残業時間の上限規制**って何？



「働き方改革推進支援センター」は、**無料で訪問**を行います！

「働き方改革関連法」の施行が順次始まっています。

全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法や賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用など、

サポート事例の詳細は「働き方改革特設サイト」へ

『働き方改革』に関連する様々な労務管理上の疑問点について、**無料で相談・支援を行っています。**

来所相談・電話相談のほか、**社会保険労務士等のセンター事業専門家**が会社にお伺いする訪問支援も行っておりますので、「働き方改革推進支援センター」を是非お気軽にご利用下さい。



## 「働き方改革推進支援センター」の支援内容



### 来所・電話・メール・WEB相談

センター事業専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。

電話・メール及びWEBでの相談も受け付けています。

(受付時間：平日午前9時～午後5時)



### セミナーの開催と講師派遣

センターの企画により、働き方改革セミナーを開催しています。また、講師の派遣いたします。



### 企業へのコンサルティング

専門家が会社までお伺いして、1回あたり3時間を限度に、最大6回まで無料で相談をお受けします。

個別企業の従業員向けセミナーを開いてみませんか。



### 同一労働同一賃金への対応

専門家とともに非正規雇用労働者の待遇改善について自主点検をしてみませんか。

申込みは裏面から！

ご相談窓口

栃木働き方改革推進支援センター ☎ 0800-800-8100  
県北出張所 ☎ 0800-800-8103 県南出張所 ☎ 0800-800-8104

# 栃木働き方改革推進支援センター

## 所在地

センター : 宇都宮市宝木本町1140-200 (TMC宇都宮支店内)  
県北出張所 : 那須塩原市大原間西1-10-6 (TMC本社内)  
県南出張所 : 小山市中央町3-3-10 ロブレ632ビルB-301 (TMC小山支店内)

## 連絡先

センター : ☎ 0800-800-8100  
県北出張所 : ☎ 0800-800-8103  
県南出張所 : ☎ 0800-800-8104  
✉ support@tochigi-hatarakikata.com

無料相談窓口  
「栃木働き方改革推進支援センター」サイトへ

## 受付時間

平日午前9時～午後5時

## HP

無料相談窓口 栃木働き方改革推進支援センター  
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tochigi/>



**相談は無料**です。1回3時間を限度として、**最大6回まで支援**します。

## 栃木働き方改革推進支援センター支援等 FAX申込書 【ご相談内容】

FAX番号 028-615-7620  
(お申込み後、1週間以内にお電話でご連絡いたします)

貴社名		TEL	
お名前		FAX	
所在地		Mail	

### 【ご訪問希望日時】

- 第1希望 : 月 日 ( 曜日) 午前・午後 オンライン相談希望  
第2希望 : 月 日 ( 曜日) 午前・午後 オンライン相談希望  
第3希望 : 月 日 ( 曜日) 午前・午後 オンライン相談希望

### 【支援の方法】 ※センター、県北及び県南出張所での電話相談は随時受けておりますのでご利用ください

- センター来所相談 県北・県南出張所 (専門家とのWEB相談)  
個別訪問相談・コンサルティング WEBによる個別相談・コンサルティング  
セミナーの開催 WEBによるセミナーの開催  
業種別団体への働き方改革の取組支援 職務分析・職務評価の取組支援  
個別企業の従業員向けセミナーの実施 その他 ( )

### 【ご相談内容】

- 働き方改革関連法の説明 労働時間関係 年次有給休暇  
同一労働同一賃金関係 人手不足関係 テレワーク関係  
働き方改革に伴う各種助成金 就業規則 その他 ( )

(具体的な相談内容を御記載ください)



※ご記入いただいた個人情報は、ご相談受付の目的のみ使用し、目的以外の使用は致しません。